

# 福岡県公報

平成二十五年七月十二日  
第三千五百十二号  
増刊  
①

## 目次

### 選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

### 雑報

○福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程

(保健衛生課) …………… 二

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第七十号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

### 一 病院 博多区の項中

木村病院	〃 〃 千代二―二二―一九
石原内科循環器科病院	〃 〃 古門戸町一の一
友愛病院	〃 〃 住吉二丁目一番五号

を

### 木村病院

〃 〃 千代二―二二―一九

### 医療法人社団杏林会老人保健施設 楽陽園

〃 〃 金の隈三丁目二四―一六

### 医療法人敬仁会老人保健施設友愛 苑

〃 〃 住吉二丁目一―五

### 老人保健施設楽陽園

〃 〃 金の隈三―二四―一六

### 中央区の項中

### 医療法人財団博愛会老健センター ささおか

〃 〃 笹丘一丁目二八―二五

### 老健センターささおか

〃 〃 笹丘一―二八―二五

### 桜十字福岡病院

〃 〃 渡辺通三―五―一一

### 介護老人保健施設レ・ハピリス桜 十字

〃 〃 渡辺通三―五―一一

### 二 老人ホームの項中

### 有料老人ホームグランガーデン福 岡浄水

〃 〃 薬院四―一三―一七

### 有料老人ホームグランガーデン福 岡浄水

〃 〃 薬院四―一三―一七

有料老人ホームフィランソレイユ 笹丘	〃 〃 笹丘一―二五―七
-----------------------	--------------------

特別養護老人ホーム白熊園	〃 〃 別府七―五―四五
--------------	--------------------

特別養護老人ホーム白熊園	〃 〃 別府七―五―四五
--------------	--------------------

有料老人ホームウエストライフ南 片江	〃 〃 南片江六―一―二―一
-----------------------	----------------------

三 身体障害者支援施設の項中

身体障害者療護施設和光苑	築上郡築上町大字上河内一〇三三番地
--------------	-------------------

障害者支援施設和光苑	一 築上郡築上町大字上ノ河内一〇三三―
------------	---------------------

雑 報

福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程第一号

福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程を次のように定める。

平成二十五年七月十二日

福岡県新型インフルエンザ等対策本部長

福岡県知事 小川 洋

福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程

福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程を次のように定める。

(趣旨)

第一条 この規程は、福岡県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成二十五年福岡県

条例第十五号。以下「条例」という。）第五条の規定に基づき、福岡県新型インフル  
エンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項  
を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において、「新型インフルエンザ等」とは、新型インフルエンザ等対  
策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二条第一号に  
規定する新型インフルエンザ等をいい、「新型インフルエンザ等対策」とは、同条第  
二号に規定する新型インフルエンザ等対策をいう。

(副本部長及び本部長)

第三条 福岡県新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、  
副知事をもって充てる。

2 福岡県新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、各部の部  
長、会計管理局长、企業局长、教育長、警察本部長をもって充てる。

(本部会議)

第四条 条例第三条第一項の規定に基づき、福岡県新型インフルエンザ等対策本部長（  
以下「本部長」という。）が招集する対策本部の会議は、本部長、副本部長及び本部長  
員をもって構成する。

(本部組織)

第五条 対策本部に次に掲げる部を置く。

一 総務部

二 企画・地域振興部

三 新社会推進部

四 保健医療介護部

五 福祉労働部

六 環境部

七 商工部

八 農林水産部

九 県土整備部

十 建築都市部

- 十一 会計管理部
- 十二 企業部
- 十三 教育部
- 十四 警察本部

2 部に副部長を置き、副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長及び副部長は、それぞれ別表第一の当該欄に掲げる職にある者をもって充てる。

4 部に別表第二に掲げる班を置き、部の事務を分掌する。

5 班に班長及び班員を置き、班長には、別表第二に掲げる課(室)長を充て、班員には班長の所属する課(室)に勤務する職員をもって充てる。

6 班長は部長の命を受けて班の事務(以下「班務」という。)を処理し、班員は、班長の命を受けて班務に従事する。

7 警察本部の班、班長及び班員については、警察本部長が別に定める。

(幹事会)

第六条 対策本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、新型インフルエンザ等が発生したときの情報の共有及び連携の強化その他新型インフルエンザ等対策の迅速確実な実施を図る。

3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表第三に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、議長は幹事長をもって充てる。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会の会議に出席させることができる。

6 幹事会は、常設の組織とし、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前準備及び発生後の新型インフルエンザ等対策の検討を行う。

(部及び班の分掌事務)

第七条 部及び第五条第四項に定める班の分掌事務は、別表第四に定めるところによる。ただし、警察本部の班の分掌事務は、警察本部長が別に定める。

2 本部長が必要があると認めるときは、前項に定める部及び班の分掌事務を臨時に変

更し、部及び班に新たな事務を所管させ、又は臨時の部及び班を置くことができる。

3 本部長は、前項に定める措置を講じた場合で必要と認めるときは、その旨を各部長に通知するなど、当該事務の円滑な遂行に支障が生じないようにするものとする。

(その他の事項)

第八条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律百十四号)、その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

(事務の決裁及び文書事務)

第九条 本部における事務の決裁は、福岡県事務決裁規程(昭和四十年三月福岡県訓令第五号)の例による。

2 本部における文書事務は、知事の事務部局における文書事務の例による。

(補則)

第十条 この規程に定めるもののほか、本部の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第一(第五条関係)

部名	部長	副部長
総務部	総務部長	総務部次長 私学学事振興局長 防災危機管理局長
企画・地域振興部	企画・地域振興部長	企画・地域振興部次長 空港対策局長
新社会推進部	新社会推進部長	新社会推進部次長 国際交流局長
保健医療介護部	保健医療介護部長	保健医療介護部次長 医監
福祉労働部	福祉労働部長	福祉労働部次長 労働局長 人権・同和対策局長
環境部	環境部長	環境部次長



農林水産部										商工部										環境部																																					
水産局		林業振興班		農村森林整備班		畜産班		経営技術支援班		水田農業振興班		園芸振興班		団地指導班		食の安全・地産地消班		農山漁村振興班		農林水産政策班		企業立地班		工業保安班		新産業・技術振興班		国際経済観光班		中小企業経営金融班		中小企業振興班		商工政策班		自然環境班		監視指導班		廃棄物対策班		循環型社会推進班		環境保全班		環境政策班		人権・同和対策局		労働局							
水産振興班		漁業管理班		農村森林整備班		畜産課長		経営技術支援課長		水田農業振興課長		園芸振興課長		団地指導課長		食の安全・地産地消課長		農山漁村振興課長		農林水産政策課長		企業立地課長		工業保安課長		新産業・技術振興課長		国際経済観光課長		中小企業経営金融課長		中小企業振興課長		商工政策課長		自然環境課長		監視指導課長		廃棄物対策課長		循環型社会推進課長		環境保全課長		環境政策課長		調整課長		職業能力開発班		労働政策班					
水産振興課長		漁業管理課長		農村森林整備課長		畜産課長		経営技術支援課長		水田農業振興課長		園芸振興課長		団地指導課長		食の安全・地産地消課長		農山漁村振興課長		農林水産政策課長		企業立地課長		工業保安課長		新産業・技術振興課長		国際経済観光課長		中小企業経営金融課長		中小企業振興課長		商工政策課長		自然環境課長		監視指導課長		廃棄物対策課長		循環型社会推進課長		環境保全課長		環境政策課長		調整課長		職業能力開発課長		労働政策課長					
教育部										企業部										会計管理部										建築都市部										県土整備部																	
高校教育班		施設班		教職員班		社会教育班		企画調整班		文化財保護班		財務班		総務班		管理班		会計班		営繕設備班		県営住宅班		住宅計画班		下水道班		公園街路班		建築指導班		都市計画班		建築都市総務班		水資源対策班		高速道路対策班		砂防班		港湾班		河川開発班		河川班		道路建設班		道路維持班		用地班		企画交通班		県土整備総務班	
高校教育課長		施設課長		教職員課長		社会教育課長		企画調整課長		文化財保護課長		財務課長		総務課長		管理課長		会計課長		営繕設備課長		県営住宅課長		住宅計画課長		下水道課長		公園街路課長		建築指導課長		都市計画課長		建築都市総務課長		水資源対策課長		高速道路対策室長		砂防課長		港湾課長		河川開発課長		河川課長		道路建設課長		道路維持課長		用地課長		企画交通課長		県土整備総務課長	





企画・地域振興部		新社会推進部		保健医療介護部	
総合政策班	広域地域振興班	市町村支援班	空港対策班 空港整備班	国際交流局 交流第一班	保健医療介護総務班 健康増進班
一部内の連絡調整に関すること。	一 交通機関（第三セクター鉄道及び地方バスに限る。）に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 市町村の行財政の助言等に関すること。	一 空港関係団体等に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 在住外国人及び外国人留学生に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。 二 パスポート申請窓口における情報提供等に関すること。	一 一部内の連絡調整に関すること。 二 地域保健に関する普及・啓発に関すること。 三 保健福祉（環境）事務所・市町村の保健師活動の指導に関すること。
保健衛生班					一 本部会議に関すること。 二 各部との連絡調整に関すること。 三 本部の庶務に関すること。 四 政府対策本部、他都道府県、県内市町村その他関係機関との連絡調整に関すること。 五 市町村の新型インフルエンザ等対策についての必要な指示に関すること。 六 法に基づく諸対策に関すること。 七 対策本部の設置又は廃止に関すること。 八 新型インフルエンザ等に係る情報の収集及び連絡に関すること。 九 新型インフルエンザ等対策に係る資料の作成及び記録に関すること。 十 公用令書の発行に関すること。 十一 食品衛生関係者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。 十二 火葬場管理者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。 十三 遺体の埋火葬に関すること。
福祉労働部		環境部		商工部	
医療指導班	薬務班	高齢者支援班	介護保険班	福祉総務班	子育て支援班
一 医療関係機関、団体等に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・需給に関すること。 二 医薬品及び衛生材料の調達並びに配分に関すること。	一 老人福祉施設及び介護老人保健施設に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 介護サービス事業者（指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係るものを除く。）に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 一部内の連絡調整に関すること。 二 備蓄物資に関すること。	一 児童福祉施設（保育所）に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。 二 児童福祉施設（保育所以外）に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。 三 障害者福祉施設に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。
労働局 職業能力開発班	環境政策班	自然環境班	商工政策班	保護・援護班	職業能力開発班
一 職業訓練実施機関に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 一部内の連絡調整に関すること。	一 野生鳥獣に関する情報収集等に関すること。	一 廃棄物処理施設等に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。 二 トラックその他の物資輸送手段に対する支援要請に関すること。 三 生活必需品の確保及びあわせんに関すること。	一 保護施設、社会事業授産施設、無料低額宿泊所に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 職業訓練実施機関に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。
中小企業振興班					
一 商工会議所・商工会を通じての県内中小企業に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。 二 商店街関係者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。					

